

各種健（検）診を受けましょう

健（検）診を受診することは医療費の適正化に繋がり、保険料の上昇も抑制されます。

健康診査（健診）

毎日を健康でいきいきと過ごすためには、生活習慣の改善や病気を早期発見し、重症化を防ぐことが大切です。自分の健康状態を定期的に確認し、体調の推移を知るためにも、健康診査を受診しましょう。

●対象者：**加入者全員**（老人ホーム入所者等は対象外）

●料 金：**無料（年1回）**

●受診方法：お住まいの市町村によって異なります。詳しくはお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

●脳ドック等の助成：広域連合では助成をしておりません。市町村が独自に助成をしている場合がありますので、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

歯周疾患検診

お口の中を健康に保ち、いつまでも食べる楽しみを持ち続けていただくため、お口の中の検診事業を行っています。

●対象者：**令和6年度中に75歳になられた方**
（昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた方）

●料 金：**無料（年1回）**
（検査の結果、治療となった場合は、自己負担が発生します）

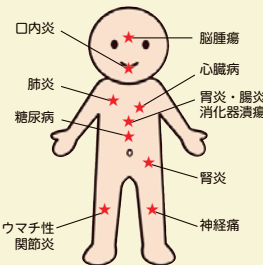
●受診方法：対象者には広域連合から受診券が届きます。案内にそって受診してください。

●お問い合わせ：広域連合へ

歯の疾患が全身に及ぼす影響

歯周病やむし歯になると、口の中に細菌が増えてきます。この状態を放っておくと細菌が血管に入って全身に広がり、いろいろな病気を引き起こしたり、糖尿病や心疾患などの生活習慣病を悪化させたりすることがあります。

また、痛みがあったり歯がなかったりすると、食べ物をよく噛まずに飲み込んでしまうため、胃腸に負担がかかり消化器系の病気を引き起こすこともあります。



交通事故等にあったとき

交通事故等により第三者（加害者）から傷害を受けた場合、加害者が医療費を負担するのが原則ですが、届出をすることで資格確認書等を使用して医療機関を受診することができます。詳しくはお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

《届出が必要となる事故の例》

- 自動車、自転車等による交通事故（自損事故も含む）
- 飼い犬に咬まれたことによる怪我、けんかによる怪我
- 飲食店等で発生した食中毒等

ご不明な点がございましたら、
お住まいの市町村窓口または山形県後期高齢者医療広域連合へ
お気軽にお問い合わせください。

村山地区

山形市	023-641-1212（代）	山辺町	023-667-1109
寒河江市	0237-85-0327	中山町	023-662-2252
上山市	023-672-1111（代）	河北町	0237-73-2111（代）
村山市	0237-55-2111（代）	西川町	0237-74-4406
天童市	023-654-1111（代）	朝日町	0237-67-2116
東根市	0237-42-1111（代）	大江町	0237-62-2291
尾花沢市	0237-22-1111（代）	大石田町	0237-35-2111（代）

最上地区

新庄市	0233-22-2111（代）	真室川町	0233-62-2054
金山町	0233-52-2111（代）	大蔵村	0233-75-2111（代）
最上町	0233-43-3117	鮭川村	0233-55-2111（代）
舟形町	0233-32-0717	戸沢村	0233-72-2364

置賜地区

米沢市	0238-22-5111（代）	川西町	0238-42-2114
長井市	0238-82-8006	小国町	0238-62-2260
南陽市	0238-40-1692	白鷹町	0238-85-6130
高畠町	0238-52-1327	飯豊町	0238-87-0511

庄内地区

鶴岡市	0235-35-1292	庄内町	0234-42-0153
酒田市	0234-26-5729	遊佐町	0234-72-5875
三川町	0235-35-7028		

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話 0237-84-7100

<https://www.yamagata-kouiki.jp/>



令和7年7月版

後期高齢者医療制度

保険料のお知らせ



山形県後期高齢者医療広域連合

「広域連合」は、後期高齢者医療制度を運営するために
県内全市町村によりつくられた組織です。

納めていただく 保 険 料

保険料は
所得割額と均等割額の
合計で個人ごとに
計算されます。



所得割額 + **均等割額** = **年間保険料** 100円未満は切り捨てます。

所得割額

(所得に応じて負担) 令和6年中の所得－43万円

× **9.43%**

均等割額

(加入者全員が公平に負担)

47,600円

賦課限度額

(上限額)

年80万円

4月から翌年3月までが1年間の保険料になります。
年度途中で資格を取得した場合は、月割で計算されます。 **年間保険料 × 加入月数 ÷ 12か月**

例) 11月に誕生日を迎えられた場合は、加入月数が11月から3月までの5か月になりますので、年間保険料 × 5 ÷ 12 になります。

所得とは確定申告書の所得金額(注)の合計(分離課税のある方は合算)になりますが、年金のみの場合は、**〈参考〉**で算出された金額が所得になります。

(注) 確定申告をした株式等譲渡所得や配当所得等を含みます。(源泉徴収を選択している特定口座内の株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、確定申告をしなかった場合や住民税で申告不要の選択をした場合は、保険料の算定対象に含みません。)

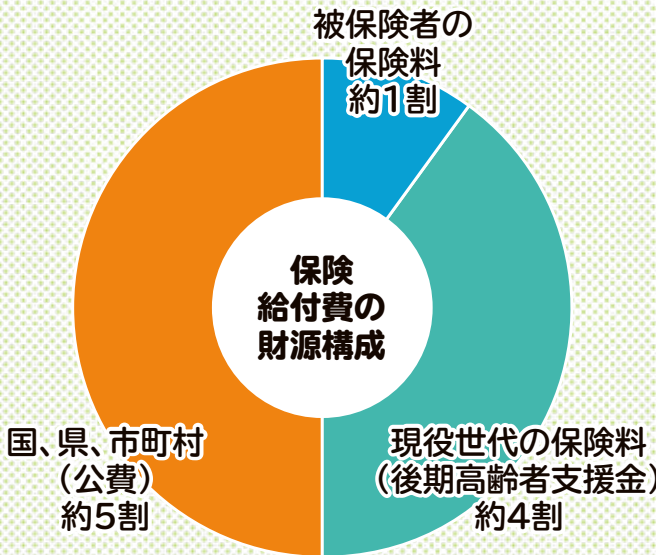
〈参考〉 年金所得金額の計算方法 (65歳以上の方) 公的年金等収入額－公的年金等控除額＝年金所得金額

公的年金等収入額	公的年金等控除額
330万円未満	110万円 (収入が110万円未満の場合は所得金額が0円になります。)
330万円以上 410万円未満	公的年金収入額×0.25＋ 27万5千円
410万円以上 770万円未満	公的年金収入額×0.15＋ 68万5千円
770万円以上1,000万円未満	公的年金収入額×0.05＋ 145万5千円
1,000万円以上	195万5千円

後期高齢者医療制度の財源

保険給付費規模
約1,676億円
(令和7年度当初予算)

被保険者数
約20万人
(令和7年度見込み)



※保険給付費は医療給付費のほか葬祭費、審査支払手数料を含んでいます。

医療費は、みなさんが病院などで支払う窓口負担分と保険給付で賄われています。

全体の保険給付費のうち、国・県・市町村(公費)で約5割を、現役世代の保険料(後期高齢者支援金)で約4割を負担し、残りの約1割をみなさんに納めていただく保険料で負担します。

後期高齢者医療制度は社会全体で支えるしくみとなっており、保険料は、みなさんが安心して医療を受けられるための大切な財源となっています。



所得の少ない方への

保険料の軽減策

均等割額の軽減
加入者と世帯主の所得金額の合計で判定します。

軽減割合	軽減後の金額	同一世帯内の加入者全員および世帯主の合計の所得金額
7割軽減	14,280円 ※1	{43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) ※2}以下
5割軽減	23,800円 ※1	{43万円+ (加入者数×30.5万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) ※2}以下
2割軽減	38,080円 ※1	{43万円+ (加入者数×56万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) ※2}以下

※1 上記の金額は100円未満を切り捨てる前の金額
※2 下線部は給与所得者等が2人以上の場合に計算します。給与所得者等とは、同一世帯内の加入者および世帯主のうち、給与収入が55万円を超える方、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方をいいます。

〈軽減を判定する際の注意事項〉

- ①均等割額の軽減は、同一世帯内の加入者全員および世帯主の所得金額の合計額で判定されます。
- ②判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。
- ③軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。
(県内で転入・転出があった場合、資格取得日の変更はないので、軽減判定の変更は行いません。)
例) 4月1日A市在住で7月1日にB市に住所を移した場合、A市での世帯状況で判定。
- ④均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法
年金所得金額－高齢者特別控除額(15万円)＝軽減判定時の年金所得金額
- ⑤専従者給与を支払っている場合は、支払っている金額も判定の対象になります。
(専従者給与を受け取っている場合、給与所得は判定の対象にはなりません。)
- ⑥譲渡所得に特別控除がある場合、所得割額計算の際は特別控除後になりますが、軽減判定の際は特別控除前の金額で判定されます。
- ⑦繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定の控除対象となります。

サラリーマンの被扶養者だった方への特別措置

制度加入直前にサラリーマンの被扶養者だった方には、急な負担増を和らげるために、加入時から2年間、次の特別措置があります。

- ①所得割額の負担はありません。
※加入時から2年が経過しても所得割額の負担はありません。
- ②均等割額は5割軽減になります。
※前年の所得により、上段の表の7割軽減に該当する場合があります。



令和7年度の保険料
年間23,800円です。

保険料の通知書が届いた際、軽減されていない場合は市町村窓口に出してください。 ※国民健康保険から移行した方は対象になりません。

保険料の計算例

夫 78歳(世帯主) 公的年金収入 220万円
妻 76歳 公的年金収入 82万円 の場合

所得割額

①年金所得金額の計算方法から年金所得金額を求めます。

夫 220万円 － 110万円 = 110万円
妻 82万円 － 110万円 = 0円

②所得割額を計算します。

年金所得金額－基礎控除額
夫 (110万円－43万円) × 9.43% = 63,181円
妻 年金所得金額が0円のため所得割額0円

均等割額

③均等割額の軽減判定の所得金額を計算します。

年金所得金額－高齢者特別控除額(15万円)＝軽減判定時の年金所得金額
夫 110万円 － 15万円 = 95万円
妻 0円 － 15万円 = 0円
軽減判定時の所得金額 95万円+0円=95万円 (世帯合計)

④③で求めた額が均等割額の軽減に該当するか判定します。

43万円+(2人×30.5万円) = 104万円 ≥ 95万円 (世帯合計)

よって、夫・妻とも均等割額は5割軽減に該当し、
23,800円

年間保険料

所得割額 均等割額 保険料額 (100円未満切り捨て)
夫 63,181円 + 23,800円 = 86,900円
妻 0円 + 23,800円 = 23,800円



保険料の納め方

保険料は、原則として特別徴収(年金からの差し引き)でお支払いただきます。ただし、対象となる年の年金受給額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替でお支払いただきます。 ※年度途中で75歳になった場合や、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

- 年金が年額18万円以上の方
かつ
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の年額の2分の1を超えない方

特別徴収

年金からの納付

年6回の年金受給時に、保険料が天引きされます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要はありません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
※前年の所得が確定するまでの仮算定された額			※前年の所得が確定後、算定された保険料額から仮徴収分を差し引いた額		

口座振替が選択できます

特別徴収の方でも、希望すれば口座振替での納付もできます。

事前に市町村窓口へお問い合わせください。

- 年金からの差し引きが止まるまで、2～4か月程度の期間が必要です。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、支払った方(口座名義人)が受けられます。

- 年金が年額18万円未満の方
または
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の年額の2分の1を超える方

普通徴収

納付書または口座振替での納付

納付書の場合・・・市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。

口座振替の場合・・・ご指定の口座から自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期・・・市町村ごとに納期が異なります。詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

口座振替をおすすめします!

保険料は納め忘れのない、安全・安心な口座振替をおすすめします。納付の手間も省け、一度手続きをされますと自動的に継続されます。口座振替を希望される方は、お住まいの市町村窓口へご相談ください。



保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がないと・・・

- 督促手数料や延滞金が発生する場合があります。

特別な事情がなく滞納が続くと・・・

- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続くと、医療機関の窓口でいったん医療費全額を自己負担していただく場合があります(特別療養費)。

納付のご相談について

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市町村窓口へご相談ください。

